

江東区国民保護計画 資料編

資料編 目次

資料 1	江東区関係官公署等一覧	1
資料 2	江東区の人口総数、世帯数の推移	4
資料 3	国籍別外国人住民数	5
資料 4	町丁別世帯数及び人口	6
資料 5	町丁別昼間・常住人口	10
資料 6	幹線道路・鉄軌道等路線図	13
資料 7	交通機関の利用状況	14
資料 8	避難施設一覧	16
資料 9	無線等系統図	20
資料 10	特殊標章及び身分証明書	21
資料 11	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方	22
資料 12	救援の程度及び方法の基準	24
資料 13	安否省令	27
資料 14	安否省令（様式）	30
資料 15	江東区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	35
資料 16	江東区国民保護協議会条例	37
資料 17	江東区国民保護協議会委員の構成	38
資料 18	江東区武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書交付要綱	39

江東区関係官公署等一覧

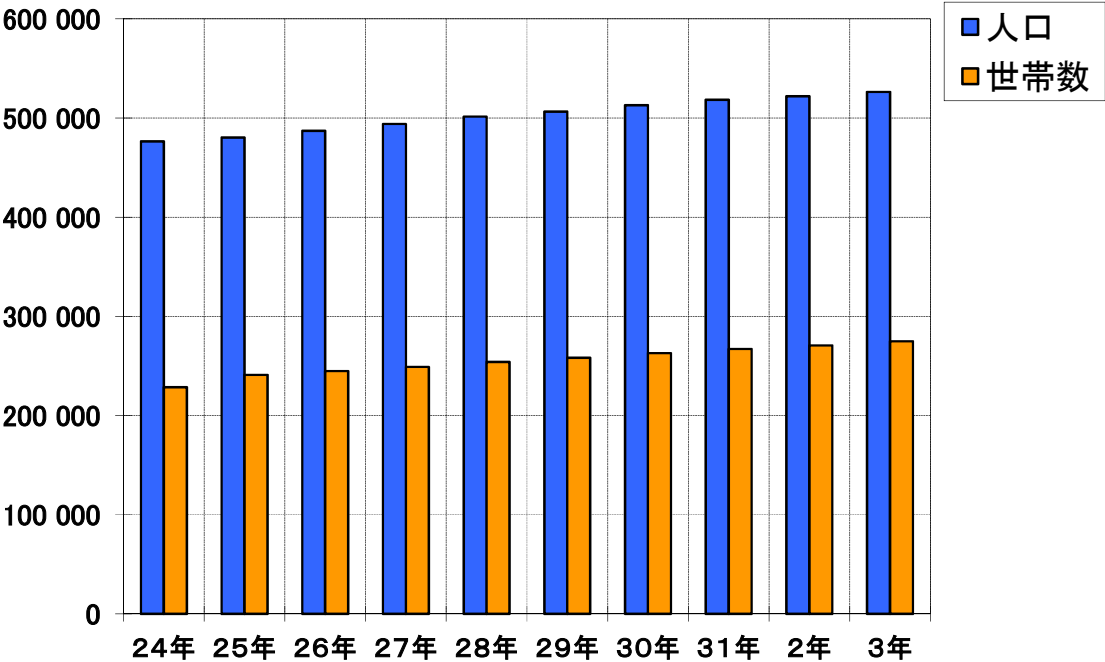
区分	名 称	所 在 地	電話番号
警察	第七方面本部	新木場4-2-31	(5569)0110
	深川警察署	木場3-18-6	(3641)0110
	城東警察署	北砂2-1-24	(3699)0110
	東京湾岸警察署	青海2-7-1	(3570)0110
海上	東京海上保安部	青海2-7-11	(5564)2021
自衛隊	陸上自衛隊第一普通科連隊	練馬区北町4-1-1	(3933)1161
消防	第七消防方面本部	森下5-1-4	(3633)0119
	深川消防署	木場3-18-10	(3642)0119
	同有明分署	有明1-2-43	(3529)0119
	同永代出張所	永代2-12-3	(3630)0119
	同豊洲出張所	豊洲2-2-23	(3531)0119
	同枝川出張所	枝川3-2-1	(3647)0119
	同森下出張所	森下5-1-4	(3631)0119
	城東消防署	亀戸6-42-9	(3637)0119
	同大島出張所	大島5-46-5	(3636)0119
	同東砂出張所	東砂7-11-15	(3640)0119
	同砂町出張所	新砂3-1-1	(3648)0119
保健・衛生・医師会等	臨港消防署	中央区晴海5-8-20	(3534)0119
	江東区保健所	東陽2-1-1	(3647)5855
	城東保健相談所	大島3-1-3	(3637)6521
	深川保健相談所	白河3-4-3-301	(3641)1181
	深川南部保健相談所	枝川1-8-15-102	(5632)2291
	城東南部保健相談所	南砂4-3-10	(5606)5001
	公益社団法人江東区医師会	東陽5-31-18 医師会館	(3649)1411
	一般社団法人東京都江東区歯科医師会	海辺13-1	(3649)0780
	一般社団法人江東区薬剤師会	大島2-41-16文洋ビル702	(6912)6110
	公益社団法人東京都柔道整復師会江東支部	北砂5-8-12	(3648)7708
	公益社団法人東京都獣医師会江東支部	潮見2-6-1	(5632)6566
	江東区環境衛生協会	大島4-13-8	(3683)3809

区分	名 称	所 在 地	電話番号
清掃・環境	江 東 区 清 掃 事 務 所 新 江 東 清 掃 工 場 有 明 清 掃 工 場 東 京 都 廃 棄 物 埋 立 管 理 事 務 所	潮見1-29-7 夢の島3-1-1 有明2-3-10 青海3丁目地先（中防合同庁舎内）	(3644)6216 (5569)5341 (3529)3751 (5531)3701
下水道・水道	水道局東部第一支所江東営業所 下水道局東部第一下水道事務所	新砂1-7-2 東陽7-1-14	(5633)9053 (3645)9641
福祉	東 京 都 江 東 児 童 相 談 所 江 東 年 金 事 務 所	枝川3-6-9 亀戸5-16-9	(3640)5432 (3683)1231
基金	公益財団法人都道府県会館 被災者生活再建支援基金部	千代田区平河町2-6-3 都道府県会館8F	(5212)9111
税金・金融	江 東 東 税 務 署 江 東 西 税 務 署 江 東 都 税 事 務 所 日 本 政 策 金 融 公 庫 江 東 支 店	亀戸2-17-8 猿江2-16-12 大島3-1-3 墨田区江東橋3-7-8 日本生命錦糸町ビル	(3685)6311 (3633)6211 (3637)7121 (3631)8171
労働	東京都労働相談情報センター亀戸事務所 ハローワーク木場 亀戸労働基準監督署	亀戸2-19-1 カメリアプラザ7F 木場2-13-19 亀戸2-19-1 カメリアプラザ8F	(3682)6321 (3643)8609 (3637)8130
郵便	深 川 郵 便 局 城 東 郵 便 局 新 東 京 郵 便 局	東陽4-4-2 大島3-15-2 新砂2-4-23	(3648)0631 (3681)9584 (5606)4064
電話・電気・ガス	東日本電信電話(株)東京事業部東京東支店 東京電力パワーグリッド(株)江東支社 東京ガス(株)東部導管事業部	台東区上野5-24-11 NTT上野ビル別館2F 大島3-4-5 荒川区南千住3-13-1 東京ガス千住ビルA館3F	(5846)8762 (6375)1553 (5604)8060
放送	東 京 ベ イ ネ ッ ト ワ ー ク (株) レインボータウンエフエム放送(株)	東陽4-10-4 東陽町SHビル2F 東陽5-15-8	(3640)2001 (5857)5671
交通・運輸等	東日本旅客鉄道(株)錦糸町駅 東京地下鉄(株)東陽町駅 交通局馬喰駅務管区 東武鉄道(株)亀戸駅 東京臨海高速鉄道(株) (株)ゆりかもめ 交通局深川自動車営業所 日本通運(株)新砂支店 一般社団法人東京都トラック協会深川支部 一般社団法人東京都トラック協会城東支部	墨田区江東橋3-14-5 東陽4-2-1 中央区日本橋横山町4-13 亀戸5-1-1 青海1-2-1 有明3-13-1 東雲2-7-41 新砂1-12-39 佐賀1-6-9 ステージファースト門前仲町201 南砂1-3-20 東京トラック同盟協同組合会館2F	050-2016-1600 (3645)3811 (3661)4561 (3638)3168 (3527)6760 (3529)7777 (3529)3322 (3646)6111 (3643)4851 (3699)7083

区分	名 称	所 在 地	電話番号
建設・治水・港湾等	関東地方整備局荒川下流河川事務所	北区志茂5-41-1	(3902)2311
	建設局第五建設事務所	葛飾区東新小岩1-14-11	(3692)4574
	建設局江東治水事務所	〃	(3692)4832
	港湾局東京港管理事務所	港区港南3-9-56	(5463)0214
	港湾局東京港建設事務所	辰巳1-1-33	(3521)3013
	高潮対策センター		
	首都高速道路(株)東京東局	中央区日本橋箱崎町43-5	(5640)4854
	都市整備局第一市街地整備事務所	中央区勝どき1-7-3	(3534)3402
	東京都土木技術支援・人材育成センター	新砂1-9-15	(5683)1512
	江東製本紙工業協同組合	三好3-8-5	(3641)2950
	江東区防災協力連合会	東陽3-26-24	(3647)3855
農 林	関東森林管理局東京事務所	東陽6-1-42	(3699)2512
食糧等	東京都米穀小売商業組合江東支部	永代1-8-4	(3641)1801
	東京都麺類協同組合深川支部	扇橋1-8-3	(3645)4141
	東京都麺類協同組合城東支部	南砂4-7-25	(3648)2121
	江東区商店街連合会	東陽4-5-18 産業会館内	(3645)1231
法務	東京法務局墨田出張所	墨田区菊川1-17-13	(3631)1408
	錦糸町公証役場	墨田区江東橋3-9-7 国宝ビル5F	(3631)8490

※「江東区地域防災計画 令和2年度修正（資料編）」P.77「江東区関係官公署等一覧」を一部修正加除。

江東区の人口総数、世帯数の推移



各年1月1日現在（江東区）

年 次	人 口 総 数 (注2) (A + B)	前年との 増減	住 民 基 本 台 帳 (注1)					外国人
			人 口			世 帯 数	1世帯当 たり人員	登録人口 (B)(注3)
			計(A)	男	女			
平成 24年	476 523	4 094	455 366	227 049	228 317	228 543	1.99	21 157
平成 25年	480 271	3 748	480 271	238 407	241 864	241 052	1.99	20 889
平成 26年	487 142	6 871	487 142	241 805	245 337	244 836	1.99	21 234
平成 27年	493 952	6 810	493 952	245 017	248 935	249 102	1.98	22 766
平成 28年	501 501	7 549	501 501	248 540	252 961	254 002	1.97	24 329
平成 29年	506 511	5 010	506 511	250 950	255 561	258 160	1.96	26 077
平成 30年	513 197	6 686	513 197	253 839	259 358	262 988	1.95	27 898
平成 31年	518 479	5 282	518 479	256 116	262 363	267 262	1.94	29 472
令和 2年	521 835	3 356	521 835	257 141	264 694	270 818	1.93	31 021
令和 3年	526 301	4 466	526 301	259 047	267 254	274 831	1.91	30 392

資料:江東区 区民課 注1) 平成24年7月9日、住民基本台帳法が改正され、外国人の方も住民基本台帳法の適用対象となったため、平成25年以降の住民基本台帳及び地区町別の世帯数・人口には外国人住民数が含まれています。
注2) 上記注1により、人口総数は、平成25年より、人口の計(A)と同数となっています。
注3) 外国人登録は、平成24年7月9日に廃止になりました。平成25年以降の数値は、住民基本台帳内の外国人住民数です。

国籍別外国人住民数（令和3年1月1日）

令和3年1月1日現在 外国人住民数

国籍	3年1月1日現在
	総数
中国(台湾を含む)	15,258
韓国・朝鮮	4,677
インド	2,495
フィリピン	1,613
ベトナム	1,072
ネパール	616
米国	503
タイ	354
ミャンマー	439
ロシア	219
上記以外	3,146
総数	30,392

資料:江東区 区民課

※上記人数は、住民基本台帳に記載されている外国人住民数。

町 丁 別 世 帯 数 及 び 人 口

令和3年1月1日現在

町丁別	世帯数	人 口			
		総数	男	女	千分比(%)
総数	274 831	526 301	259 047	267 254	1000.00
清澄	2 197	3 979	1 946	2 033	7.56
1丁目	838	1 589	764	825	3.02
2丁目	726	1 304	638	666	2.48
3丁目	633	1 086	544	542	2.06
常盤	1 343	2 123	1 061	1 062	4.03
1丁目	545	887	425	462	1.69
2丁目	798	1 236	636	600	2.35
新大橋	3 522	5 882	2 815	3 067	11.18
1丁目	1 161	1 991	934	1 057	3.78
2丁目	1 347	2 390	1 191	1 199	4.54
3丁目	1 014	1 501	690	811	2.85
森下	6 606	10 664	5 284	5 380	20.26
1丁目	893	1 407	659	748	2.67
2丁目	1 226	1 846	930	916	3.51
3丁目	2 187	3 585	1 828	1 757	6.81
4丁目	1 511	2 461	1 171	1 290	4.68
5丁目	789	1 365	696	669	2.59
平野	3 701	7 326	3 567	3 759	13.92
1丁目	818	1 389	674	715	2.64
2丁目	1 433	2 923	1 409	1 514	5.55
3丁目	1 031	2 317	1 158	1 159	4.40
4丁目	419	697	326	371	1.32
三好	2 735	5 117	2 413	2 704	9.72
1丁目	306	586	270	316	1.11
2丁目	528	946	477	469	1.80
3丁目	914	1 662	774	888	3.16
4丁目	987	1 923	892	1 031	3.65
白河	5 794	11 636	5 518	6 118	22.11
1丁目	836	1 580	736	844	3.00
2丁目	1 433	2 698	1 268	1 430	5.13
3丁目	1 570	3 077	1 485	1 592	5.85
4丁目	1 955	4 281	2 029	2 252	8.13
高橋	1 014	1 574	741	833	2.99
佐賀	1 640	2 636	1 369	1 267	5.01
1丁目	918	1 474	769	705	2.80
2丁目	722	1 162	600	562	2.21
永代	2 545	3 760	1 900	1 860	7.14
1丁目	823	1 174	614	560	2.23
2丁目	1 722	2 586	1 286	1 300	4.91
福住	1 552	2 534	1 254	1 280	4.81
1丁目	920	1 311	677	634	2.49
2丁目	632	1 223	577	646	2.32
深川	2 599	4 036	1 989	2 047	7.67
1丁目	1 058	1 695	817	878	3.22
2丁目	1 541	2 341	1 172	1 169	4.45
冬木	1 610	2 926	1 488	1 438	5.56
門前仲町	1 465	2 229	1 098	1 131	4.24
1丁目	1 026	1 614	790	824	3.07
2丁目	439	615	308	307	1.17
富岡	2 634	3 955	1 999	1 956	7.51
1丁目	1 405	2 104	1 057	1 047	4.00
2丁目	1 229	1 851	942	909	3.52
牡丹	2 197	3 602	1 756	1 846	6.84
1丁目	506	769	391	378	1.46
2丁目	571	887	403	484	1.69
3丁目	1 120	1 946	962	984	3.70

町 丁 別 世 帯 数 及 び 人 口

令和3年1月1日現在

町丁別	世帯数	人 口			
		総数	男	女	千分比(%)
古石場	2 565	5 309	2 642	2 667	10.09
1丁目	745	1 482	736	746	2.82
2丁目	1 152	2 432	1 213	1 219	4.62
3丁目	668	1 395	693	702	2.65
越中島	3 461	7 366	3 665	3 701	14.00
1丁目	1 077	2 314	1 110	1 204	4.40
2丁目	908	1 853	950	903	3.52
3丁目	1 476	3 199	1 605	1 594	6.08
塩浜	8 862	19 406	9 666	9 740	36.87
1丁目	2 776	6 478	3 122	3 356	12.31
2丁目	6 086	12 928	6 544	6 384	24.56
枝川	4 894	9 697	4 742	4 955	18.42
1丁目	2 458	4 804	2 286	2 518	9.13
2丁目	1 142	2 339	1 158	1 181	4.44
3丁目	1 294	2 554	1 298	1 256	4.85
豊洲	16 099	37 772	18 237	19 535	71.77
1丁目	2 149	4 184	1 949	2 235	7.95
2丁目	1 526	3 713	1 805	1 908	7.05
3丁目	3 281	7 860	3 875	3 985	14.93
4丁目	4 465	10 951	5 301	5 650	20.81
5丁目	2 578	5 970	2 752	3 218	11.34
6丁目	2 100	5 094	2 555	2 539	10
東雲	11 114	24 498	12 150	12 348	46.55
1丁目	8 379	18 718	9 367	9 351	35.57
2丁目	2 735	5 780	2 783	2 997	10.98
有明	5 247	11 678	5 815	5 863	22.19
1丁目	4 503	10 053	5 013	5 040	19.10
2丁目	742	1 623	802	821	3
3丁目	1	1	-	1	0.00
4丁目	1	1	-	1	0.00
辰巳	5 429	10 670	5 125	5 545	20.27
1丁目	4 485	8 754	4 086	4 668	16.63
2丁目	909	1 874	1 006	868	3.56
3丁目	35	42	33	9	0.08
潮見	3 219	6 125	3 117	3 008	11.64
1丁目	1 424	2 650	1 391	1 259	5.04
2丁目	1 795	3 475	1 726	1 749	6.60
青海	792	935	546	389	1.78
1丁目	-	-	-	-	-
2丁目	792	935	546	389	1.78
3丁目	-	-	-	-	-
4丁目	-	-	-	-	-
千石	3 417	7 061	3 392	3 669	13.42
1丁目	1 230	2 532	1 242	1 290	4.81
2丁目	1 046	1 898	881	1 017	3.61
3丁目	1 141	2 631	1 269	1 362	5.00
石島	808	1 481	761	720	2.81
千田	1 102	1 844	878	966	3.50
海辺	994	1 847	937	910	3.51
扇橋	4 799	9 626	4 748	4 878	18.29
1丁目	1 792	4 107	2 047	2 060	7.80
2丁目	1 481	2 614	1 289	1 325	4.97
3丁目	1 526	2 905	1 412	1 493	5.52
猿江	3 383	6 380	3 178	3 202	12.12
1丁目	1 849	3 408	1 712	1 696	6.48
2丁目	1 534	2 972	1 466	1 506	5.65
住吉	3 130	5 119	2 514	2 605	9.73
1丁目	1 499	2 638	1 255	1 383	5.01
2丁目	1 631	2 481	1 259	1 222	4.71

町 丁 別 世 帯 数 及 び 人 口

令和3年1月1日現在

町丁別	世帯数	人 口			
		総数	男	女	千分比(‰)
毛利	2 273	3 496	1 818	1 678	6.64
1丁目	1 534	2 419	1 250	1 169	4.60
2丁目	739	1 077	568	509	2.05
木場	6 051	10 998	5 448	5 550	20.90
1丁目	90	136	62	74	0.26
2丁目	1 282	2 043	1 097	946	3.88
3丁目	1 939	4 081	2 018	2 063	7.75
4丁目	-	-	-	-	-
5丁目	1 106	1 749	846	903	3.32
6丁目	1 634	2 989	1 425	1 564	5.68
東陽	14 257	25 646	12 445	13 201	48.73
1丁目	3 009	4 719	2 428	2 291	8.97
2丁目	2 936	6 230	2 906	3 324	11.84
3丁目	2 099	3 205	1 569	1 636	6.09
4丁目	2 140	3 926	1 791	2 135	7.46
5丁目	2 388	4 071	1 989	2 082	7.74
6丁目	943	1 921	1 003	918	3.65
7丁目	742	1 574	759	815	2.99
亀戸	34 108	60 552	30 417	30 135	115.05
1丁目	3 233	5 705	2 922	2 783	10.84
2丁目	4 505	7 256	3 509	3 747	13.79
3丁目	4 739	8 184	4 201	3 983	15.55
4丁目	2 717	4 199	2 116	2 083	7.98
5丁目	3 552	5 765	2 951	2 814	10.95
6丁目	3 724	5 934	2 852	3 082	11.27
7丁目	5 535	10 076	5 084	4 992	19.14
8丁目	1 443	2 440	1 280	1 160	4.64
9丁目	4 660	10 993	5 502	5 491	20.89
大島	34 719	63 588	30 757	32 831	120.82
1丁目	3 899	7 566	3 656	3 910	14.38
2丁目	3 354	5 814	2 905	2 909	11.05
3丁目	2 746	5 549	2 667	2 882	10.54
4丁目	4 744	8 187	3 961	4 226	15.56
5丁目	4 113	6 959	3 290	3 669	13.22
6丁目	5 256	9 876	4 837	5 039	18.76
7丁目	4 437	7 974	3 902	4 072	15.15
8丁目	4 506	8 349	4 078	4 271	15.86
9丁目	1 664	3 314	1 461	1 853	6.30
北砂	20 146	38 433	19 301	19 132	73.02
1丁目	2 602	4 897	2 480	2 417	9.30
2丁目	1 389	3 063	1 471	1 592	5.82
3丁目	3 803	7 794	3 866	3 928	14.81
4丁目	2 945	5 478	2 740	2 738	10.41
5丁目	5 454	10 025	5 138	4 887	19.05
6丁目	2 157	3 937	1 975	1 962	7.48
7丁目	1 796	3 239	1 631	1 608	6.15
東砂	17 588	36 603	18 153	18 450	69.55
1丁目	2 174	4 916	2 413	2 503	9.34
2丁目	3 041	5 230	2 488	2 742	9.94
3丁目	2 715	5 846	2 961	2 885	11.11
4丁目	1 625	3 835	1 954	1 881	7.29
5丁目	1 206	2 317	1 199	1 118	4.40
6丁目	1 301	2 806	1 433	1 373	5.33
7丁目	3 105	6 125	3 002	3 123	11.64
8丁目	2 421	5 528	2 703	2 825	10.50

町 丁 別 世 帯 数 及 び 人 口

令和3年1月1日現在

町丁別	世帯数	人 口			
		総数	男	女	千分比(‰)
南砂	20 713	40 318	19 477	20 841	76.61
1丁目	3 189	7 086	3 443	3 643	13.46
2丁目	7 649	14 771	7 120	7 651	28.07
3丁目	2 175	3 953	1 817	2 136	7.51
4丁目	2 217	4 028	1 920	2 108	7.65
5丁目	2 578	4 788	2 327	2 461	9.10
6丁目	1 516	3 128	1 513	1 615	5.94
7丁目	1 389	2 564	1 337	1 227	4.87
新砂	2 466	5 827	2 882	2 945	11.07
1丁目	430	840	487	353	1.60
2丁目	175	453	228	225	0.86
3丁目	1 861	4 534	2 167	2 367	8.61
新木場	39	45	36	9	0.09
1丁目	11	11	9	2	0.02
2丁目	5	10	6	4	0.02
3丁目	23	24	21	3	0.05
4丁目	-	-	-	-	-
夢の島	-	-	-	-	-
1丁目	-	-	-	-	-
2丁目	-	-	-	-	-
3丁目	-	-	-	-	-
若洲	2	2	2	-	0
1丁目	-	-	-	-	-
2丁目	2	2	2	-	0
3丁目	-	-	-	-	-
海の森	-	-	-	-	-
1丁目	-	-	-	-	-
2丁目	-	-	-	-	-
3丁目	-	-	-	-	-

資料:江東区 区民課

町丁別昼間・常住人口(推計)

地 域	昼間人口 ※	常住人口 ※	昼間・常住 人口比率 ＊	地 域	昼間人口 ※	常住人口 ※	昼間・常住 人口比率 ＊
江東区	608,532	498,109	122.2	深川	7,143	3,952	180.7
清澄	4,124	3,362	122.7	深川1丁目	2,114	1,582	133.6
清澄1丁目	1,608	1,100	146.2	深川2丁目	5,029	2,370	212.2
清澄2丁目	1,381	1,269	108.8	冬木	3,799	2,815	135.0
清澄3丁目	1,135	993	114.3	門前仲町	3,691	2,111	174.8
常盤	1,766	1,936	91.2	門前仲町1丁目	2,135	1,594	133.9
常盤1丁目	758	783	96.8	門前仲町2丁目	1,556	517	301.0
常盤2丁目	1,008	1,153	87.4	富岡	8,482	4,015	211.3
新大橋	4,896	5,402	90.6	富岡1丁目	3,907	2,027	192.7
新大橋1丁目	2,019	1,890	106.8	富岡2丁目	4,575	1,988	230.1
新大橋2丁目	1,580	2,102	75.2	牡丹	3,142	3,376	93.1
新大橋3丁目	1,297	1,410	92.0	牡丹1丁目	842	725	116.1
森下	8,855	9,984	88.7	牡丹2丁目	564	801	70.4
森下1丁目	1,106	1,285	86.1	牡丹3丁目	1,736	1,850	93.8
森下2丁目	1,304	1,751	74.5	古石場	2,589	5,076	51.0
森下3丁目	2,969	3,464	85.7	古石場1丁目	698	1,398	49.9
森下4丁目	1,744	2,165	80.6	古石場2丁目	1,322	2,381	55.5
森下5丁目	1,732	1,319	131.3	古石場3丁目	569	1,297	43.9
平野	4,162	6,304	66.0	越中島	9,832	6,516	150.9
平野1丁目	807	1,273	63.4	越中島1丁目	2,938	2,317	126.8
平野2丁目	1,692	2,609	64.9	越中島2丁目	2,742	1,275	215.1
平野3丁目	1,169	1,803	64.8	越中島3丁目	4,152	2,924	142.0
平野4丁目	494	619	79.8	塩浜	12,278	18,565	66.1
三好	3,108	4,933	63.0	塩浜1丁目	2,808	6,456	43.5
三好1丁目	346	503	68.8	塩浜2丁目	9,470	12,109	78.2
三好2丁目	766	893	85.8	枝川	9,436	9,934	95.0
三好3丁目	969	1,660	58.4	枝川1丁目	3,738	4,902	76.3
三好4丁目	1,027	1,877	54.7	枝川2丁目	2,480	2,343	105.8
白河	9,080	11,390	79.7	枝川3丁目	3,218	2,689	119.7
白河1丁目	2,152	1,589	135.4	豊洲	63,151	33,195	190.2
白河2丁目	1,499	2,478	60.5	豊洲1丁目	6,729	4,049	166.2
白河3丁目	1,955	3,143	62.2	豊洲2丁目	4,878	3,671	132.9
白河4丁目	3,474	4,180	83.1	豊洲3丁目	32,409	7,877	411.4
高橋	1,492	1,449	103.0	豊洲4丁目	7,566	11,310	66.9
佐賀	4,057	1,912	212.2	豊洲5丁目	9,641	3,652	264.0
佐賀1丁目	2,499	1,042	239.8	豊洲6丁目	1,928	2,636	73.1
佐賀2丁目	1,558	870	179.1	東雲	22,395	23,351	95.9
永代	6,024	3,336	180.6	東雲1丁目	13,906	17,513	79.4
永代1丁目	3,010	1,097	274.4	東雲2丁目	8,489	5,838	145.4
永代2丁目	3,014	2,239	134.6	有明	24,473	8,871	275.9
福住	2,135	2,248	95.0	有明1丁目	6,809	8,823	77.2
福住1丁目	1,010	1,110	91.0	有明2丁目	2,194	-	-
福住2丁目	1,125	1,138	98.9	有明3丁目	14,541	48	30,293.8

地 域	昼間人口 ※	常住人口 ※	昼間・常住 人口比率 ＊	地 域	昼間人口 ※	常住人口 ※	昼間・常住 人口比率 ＊
有明4丁目	929	-	-	東陽6丁目	3,273	2,012	162.7
辰巳	11,959	11,648	102.7	東陽7丁目	5,030	1,262	398.6
辰巳1丁目	7,311	9,670	75.6	亀戸	60,278	57,502	104.8
辰巳2丁目	2,176	1,945	111.9	亀戸1丁目	9,849	5,594	176.1
辰巳3丁目	2,472	33	7,490.9	亀戸2丁目	10,668	6,875	155.2
潮見	6,669	6,111	109.1	亀戸3丁目	5,458	8,050	67.8
潮見1丁目	2,102	2,569	81.8	亀戸4丁目	4,177	3,970	105.2
潮見2丁目	4,567	3,542	128.9	亀戸5丁目	6,719	5,633	119.3
青海	13,521	1,035	1,306.4	亀戸6丁目	8,482	5,738	147.8
青海1丁目	4,411	-	-	亀戸7丁目	6,400	8,651	74.0
青海2丁目	6,611	1,035	638.7	亀戸8丁目	1,273	2,152	59.2
青海3丁目	1,016	-	-	亀戸9丁目	7,252	10,839	66.9
青海4丁目	1,483	-	-	大島	54,031	61,687	87.6
千石	6,471	6,879	94.1	大島1丁目	5,541	7,108	78.0
千石1丁目	2,891	2,548	113.5	大島2丁目	9,520	5,250	181.3
千石2丁目	2,009	1,767	113.7	大島3丁目	6,528	5,159	126.5
千石3丁目	1,571	2,564	61.3	大島4丁目	5,677	8,123	69.9
石島	2,060	1,336	154.2	大島5丁目	5,873	6,591	89.1
千田	1,756	1,850	94.9	大島6丁目	7,210	9,585	75.2
海辺	1,616	1,598	101.1	大島7丁目	5,165	7,968	64.8
扇橋	4,992	7,439	67.1	大島8丁目	5,117	8,315	61.5
扇橋1丁目	1,704	2,614	65.2	大島9丁目	3,400	3,588	94.8
扇橋2丁目	1,501	1,893	79.3	北砂	26,797	37,058	72.3
扇橋3丁目	1,787	2,932	60.9	北砂1丁目	3,532	4,962	71.2
猿江	4,665	5,711	81.7	北砂2丁目	3,603	3,095	116.4
猿江1丁目	1,845	2,943	62.7	北砂3丁目	4,171	7,618	54.8
猿江2丁目	2,820	2,768	101.9	北砂4丁目	4,414	5,221	84.5
住吉	4,841	4,786	101.1	北砂5丁目	6,510	9,462	68.8
住吉1丁目	2,548	2,465	103.4	北砂6丁目	2,804	3,594	78.0
住吉2丁目	2,293	2,321	98.8	北砂7丁目	1,763	3,106	56.8
毛利	4,727	3,354	140.9	東砂	25,540	35,563	71.8
毛利1丁目	3,016	2,338	129.0	東砂1丁目	2,583	5,043	51.2
毛利2丁目	1,711	1,016	168.4	東砂2丁目	4,303	5,697	75.5
木場	25,213	10,356	243.5	東砂3丁目	4,012	5,525	72.6
木場1丁目	10,001	178	5,618.5	東砂4丁目	2,239	4,036	55.5
木場2丁目	6,833	2,182	313.2	東砂5丁目	1,495	2,283	65.5
木場3丁目	2,396	3,422	70.0	東砂6丁目	1,821	2,780	65.5
木場4丁目	-	-	-	東砂7丁目	5,335	5,720	93.3
木場5丁目	3,777	1,759	214.7	東砂8丁目	3,752	4,479	83.8
木場6丁目	2,206	2,815	78.4	南砂	32,451	40,573	80.0
東陽	48,341	23,039	209.8	南砂1丁目	4,234	7,124	59.4
東陽1丁目	2,994	4,415	67.8	南砂2丁目	13,199	14,861	88.8
東陽2丁目	15,364	4,345	353.6	南砂3丁目	3,440	4,315	79.7
東陽3丁目	5,646	3,051	185.1	南砂4丁目	2,628	4,073	64.5
東陽4丁目	8,423	3,945	213.5	南砂5丁目	3,410	4,813	70.8
東陽5丁目	7,611	4,009	189.8	南砂6丁目	3,788	3,100	122.2

地 域	昼間人口 ※	常住人口 ※	昼間・常住 人口比率 ＊	地 域	昼間人口 ※	常住人口 ※	昼間・常住 人口比率 ＊
南砂7丁目	1,752	2,287	76.6	夢の島	268	－	－
新砂	31,559	6,506	485.1	新砂1丁目	25	－	－
新砂1丁目	16,232	957	1,696.1	新砂2丁目	105	－	－
新砂2丁目	6,645	452	1,470.1	新砂3丁目	138	－	－
新砂3丁目	8,682	5,097	170.3	若洲	1,041	－	－
新木場	19,625	43	45,639.5	新砂1丁目	237	－	－
新木場1丁目	12,358	5	247,160.0	新砂2丁目	661	－	－
新木場2丁目	4,156	12	34,633.3	新砂3丁目	143	－	－
新木場3丁目	1,275	26	4,903.8	水面	－	2	－
新木場4丁目	1,836	－	－				

注) ※及び＊は推計値である。また、※の集計値は按分による小数点以下四捨五入のため総数と内訳が一致しないことがある。

注) 「－」で表示されている箇所は、皆無または該当数値なし。

注) 昼間人口とは、就業者または通学者が従業・通学している従業地・通学地による人口である。

注) 常住人口(夜間人口)とは、地域に常住している人口である。

注) 昼間・常住人口比率とは、常住人口(夜間人口)100人当たりの昼間人口の割合である。

資料: 東京都総務局統計部人口統計課 平成27年「国勢調査による東京都の昼間人口」より抜粋。

資料6 幹線道路・鉄軌道等路線図



資料：「江東区データブック 2021」より一部修正

交通機関の利用状況（令和元年度）

（１）ＪＲ東日本（一日平均）（単位 人）

駅 名	乗 車 人 員		
	総 数	定 期	定 期 外
総武線 亀 戸	57,643	37,703	19,940
京葉線 越 中 島	5,910	3,928	1,981
潮 見	13,798	9,522	4,275
新 木 場	78,928	48,314	30,614

（２）東武鉄道（一日平均）（単位 人）

駅 名	乗 車 人 員		
	総 数	定 期	定 期 外
亀戸線 亀戸水神	2,199	1,197	1,002
亀 戸	13,443	8,632	4,811

（３）東京地下鉄（一日平均）（単位 人）

駅 名	乗 車 人 員			降 車 人 員		
	総 数	定 期	定期外	総 数	定 期	定期外
東西線						
門 前 仲 町	62,555	37,182	25,373	63,236	37,182	26,054
木 場	38,223	24,623	13,600	38,878	24,623	14,255
東 陽 町	63,045	42,750	20,295	63,318	42,750	20,568
南 砂 町	30,235	18,992	11,243	30,766	18,992	11,774
有楽町線						
豊 洲	106,685	72,051	34,634	107,347	72,051	35,296
辰 巳	15,226	9,937	5,289	15,153	9,937	5,216
新 木 場	55,318	31,217	24,101	54,523	31,217	23,306
半蔵門線						
住 吉	28,536	16,350	12,186	28,479	16,350	12,129
清 澄 白 河	29,157	15,597	13,560	28,864	15,597	13,267

(4) 都営地下鉄(一日平均)

(単位 人)

駅 名	乗 車 人 員			降 車 人 員		
	総 数	定 期	定期外	総 数	定 期	定期外
新宿線						
森 下	39,205	21,506	17,699	40,187	21,506	18,682
住 吉	22,528	13,987	8,541	22,446	13,987	8,460
西 大 島	14,706	9,371	5,335	14,855	9,371	5,484
大 島	17,171	11,392	5,779	16,940	11,392	5,547
東 大 島	16,108	11,055	5,054	16,132	11,055	5,077
大江戸線						
森 下	36,510	20,708	15,802	35,454	20,708	14,746
清 澄 白 河	21,568	12,370	9,198	21,969	12,370	9,600
門 前 仲 町	44,389	27,734	16,655	44,490	27,734	16,755

(5) 東京臨海高速鉄道・りんかい線

(単位 人)

駅 名	乗 車 人 員			降 車 人 員		
	総 数	定 期	定期外	総 数	定 期	定期外
新 木 場	33,900	18,223	15,677	33,258	18,173	15,085
東 雲	7,333	4,864	2,469	7,360	4,850	2,510
国 際 展 示 場	29,460	14,954	14,506	30,013	14,913	15,100
東 京 テ レ ポ ー ト	34,747	13,859	20,888	32,727	13,821	18,906

(6) ゆりかもめ

(単位 人)

駅 名	乗 車 人 員			降 車 人 員		
	総 数	定 期	定期外	総 数	定 期	定期外
東京国際クルーズターミナル	1,544	542	1,002	1,647	546	1,101
テレコムセンター	5,913	2,171	3,742	6,227	2,228	3,998
青 海	5,681	255	5,426	6,202	260	5,941
東京ビッグサイト	8,298	1,307	6,991	8,392	1,380	7,012
有 明	2,991	632	2,359	2,827	611	2,216
有明テニスの森	2,464	971	1,493	2,558	959	1,559
市 場 前	5,850	1,443	4,406	5,543	1,484	4,061
新 豊 洲	3,399	620	2,778	3,398	599	2,799
豊 洲	15,052	4,049	11,003	13,865	3,944	9,923

(7) 都営バス

営 業 所 名	系統数	在 籍 車両台数	1 日平均 乗 客 数
深川自動車営業所	11	162 台	39,017 人
江東自動車営業所	9	114 台	59,678 人

避難施設一覧(令和5年4月1日時点)

避難施設の指定は、都道府県知事が行っており、内閣官房の国民保護ポータルサイトで全国の避難施設が公開されています。

○避難所…自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所

○二次避難所…自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所。

※その他に避難場所とした、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等から一時的に避難するオープンスペースとして、都立公園や河川敷等が想定されています。

地区	避難施設名	住所	種別
白河地区	江東区立深川小学校	高橋14-10	避難所
	江東区立八名川小学校	新大橋3-1-15	避難所
	江東区立元加賀小学校	白河4-3-19	避難所
	江東区立深川第一中学校	森下4-9-22	避難所
	江東区立深川第六中学校	平野3-6-13	避難所
	江東区深川老人福祉センター	平野1-2-3	避難所
	江東区立深川図書館	清澄3-3-39	避難所
	江東区立森下児童館	森下3-14-6	避難所
	江東区森下文化センター	森下3-12-17	避難所
	江東区立森下保育園	森下3-14-6	避難所
	江東区立白河保育園	白河1-7-1	避難所
	江東区立元加賀幼稚園	白河4-9-17	避難所
	江東区深川北スポーツセンター	平野3-2-20	避難所
富岡地区	江東区立明治小学校	深川2-17-26	避難所
	江東区立臨海小学校	門前仲町1-1-6	避難所
	江東区立毛利小学校	毛利2-2-2	避難所
	江東区立深川第七中学校	毛利1-14-1	避難所
	江東区立東川小学校	住吉1-12-2	避難所
	江東区立越中島小学校	越中島3-6-38	避難所
	江東区立数矢小学校	富岡1-18-7	避難所
	江東区立深川第二中学校	冬木22-10	避難所
	江東区立深川第三中学校	越中島3-7-1	避難所
	江東区立古石場福祉会館 江東区立古石場児童館	古石場1-11-11	避難所
	江東区立深川一丁目保育園	深川1-6-15-101	避難所
	江東区立古石場保育園	古石場2-14-1-102	避難所
	江東区立ちどろり幼稚園	古石場1-11-11	避難所
	江東区古石場文化センター	古石場2-13-2	避難所
	東京海洋大学(越中島キャンパス)	越中島2-1-6	避難所
	江東区深川スポーツセンター	越中島1-2-18	避難所
	古石場高齢者在宅サービスセンター	古石場2-14-1-101	二次避難所
豊洲地区	江東区立豊洲小学校	豊洲4-4-4	避難所
	江東区立豊洲幼稚園	豊洲4-4-4	避難所
	江東区立豊洲西小学校	豊洲5-1-35	避難所
	江東区立豊洲北小学校	豊洲3-6-1	避難所
	江東区立東雲小学校	東雲2-4-11	避難所
	江東区立枝川小学校	枝川3-5-3	避難所
	江東区立辰巳小学校	辰巳1-11-1	避難所
	江東区立第二辰巳小学校	辰巳1-1-22	避難所
	江東区立有明小学校	有明 2-10-1	避難所
	江東区立深川第五中学校	豊洲4-11-18	避難所
	江東区立深川第八中学校	塩浜2-21-14	避難所
	江東区立辰巳中学校	辰巳1-10-57	避難所
	江東区立有明中学校	有明 2-10-1	避難所
	江東区立有明西学園	有明1-7-13	避難所
	江東区立枝川区民館	枝川3-6-16	避難所
	江東区立豊洲児童館	豊洲4-10-4-111	避難所
	江東区立辰巳児童館	辰巳1-1-36	避難所
	江東区立塩崎保育園	塩浜2-6-3	避難所
	江東区立東雲保育園	東雲1-8-5-101	避難所
	江東区立東雲第二保育園	東雲2-4-4-103	避難所
	江東区立辰巳第二保育園	辰巳1-10-65-101	避難所
	江東区立辰巳第三保育園	辰巳1-10-81-101	避難所
	江東区立辰巳幼稚園	辰巳1-11-1	避難所
	江東区立枝川幼稚園	枝川3-4-1-101	避難所
	江東区立ひばり幼稚園	東雲2-4-1-103	避難所
	江東区豊洲シビックセンター	豊洲2-2-18	避難所
	江東区有明スポーツセンター	有明2-3-5	避難所
	環境学習情報館(えこっくる江東)	潮見1-29-7	避難所

地区	避難施設名	住所	種別
	芝浦工業大学	豊洲3-7-5	避難所
	特別養護老人ホーム塩浜ホーム	塩浜2-7-17	二次避難所
小松橋地区	江東区立川南小学校	千石2-9-12	避難所
	江東区立扇橋小学校	石島18-5	避難所
	江東区江東公会堂(ティアラこうとう)	住吉2-28-36	避難所
	江東区立川南幼稚園	千石2-9-12	避難所
	江東区男女共同参画推進センター	扇橋3-22-2	避難所
	江東区障害者福祉センター	扇橋3-7-2	二次避難所
東陽地区	江東区立平久小学校	木場1-2-2	避難所
	江東区立南陽小学校	東陽2-1-20	避難所
	江東区立東陽小学校	東陽3-27-12	避難所
	江東区立東陽中学校	東陽2-1-8	避難所
	江東区立東陽児童館	東陽5-16-13	避難所
	江東区立東陽福祉会館	東陽6-2-17	避難所
	江東区立東陽保育園	東陽3-22-1-101	避難所
	江東区立南陽幼稚園	東陽2-1-14	避難所
	江東区立教育センター	東陽2-3-6	避難所
	江東区立東陽図書館	東陽2-3-6	避難所
	江東区立東陽区民館	東陽3-1-2	避難所
	江東区文化センター	東陽4-11-3	避難所
	江東区立平久幼稚園	木場1-2-2	避難所
	特別養護老人ホーム江東ホーム	東陽2-1-2	二次避難所
	東陽高齢者在宅サービスセンター	東陽6-2-17	二次避難所
亀戸地区	江東区立第一亀戸小学校	亀戸2-5-7	避難所
	江東区立第一亀戸幼稚園	亀戸2-5-7	避難所
	江東区立第二亀戸小学校	亀戸6-36-1	避難所
	江東区立第二亀戸幼稚園	亀戸6-36-1	避難所
	江東区立浅間竪川小学校	亀戸9-22-4	避難所
	江東区立水神小学校	亀戸5-22-22	避難所
	江東区立亀戸中学校	亀戸9-2-2	避難所
	江東区立第二亀戸中学校	亀戸4-51-1	避難所
	江東区立第三亀戸中学校	亀戸1-12-10	避難所
	江東区立亀戸福祉会館	亀戸1-24-6	避難所
	江東区立亀戸保育園	亀戸6-54-2-101	避難所
	江東区立亀戸第三保育園	亀戸1-24-6	避難所
	江東区立亀戸図書館 江東区立亀戸第三児童館	亀戸7-39-9	避難所
	江東区亀戸スポーツセンター	亀戸8-22-1	避難所
	江東区亀戸文化センター	亀戸2-19-1	避難所
	亀戸高齢者在宅サービスセンター	亀戸4-21-13	二次避難所
	亀戸福祉園	亀戸9-6-29	二次避難所
大島地区	江東区立第一大島小学校	大島2-41-4	避難所
	江東区立第二大島小学校	大島3-16-2	避難所
	江東区立第三大島小学校	大島9-5-3	避難所
	江東区立第四大島小学校	大島6-7-8	避難所
	江東区立第五大島小学校	大島8-40-13	避難所
	江東区立大島南央小学校	大島4-18-5	避難所
	江東区立大島中学校	大島8-12-22	避難所
	江東区立第二大島中学校	大島3-27-18	避難所
	江東区立大島西中学校	大島4-1-23	避難所
	江東区立総合区民センター	大島4-5-1	避難所
	江東区立大島児童館	大島7-28-1-104	避難所
	江東区立大島保育園	大島5-53-1-101	避難所
	江東区立大島第二保育園	大島4-1-6-130	避難所
	江東区立大島第三保育園	大島6-1-6-130	避難所
	江東区立大島第四保育園	大島8-12-20-101	避難所
	江東区立わかば保育園	大島9-7-8-101	避難所
	江東区立大島幼稚園	大島5-38-1	避難所
	江東区立第三大島幼稚園	大島7-39-2-101	避難所
	江東区東大島文化センター	大島8-33-9	避難所
	旧大島南小学校	大島5-52-15	避難所
	大島高齢者在宅サービスセンター	大島6-14-4-103	二次避難所
砂町地区	江東区立砂町小学校	北砂4-13-23	避難所
	江東区立第六砂町小学校	北砂6-26-6	避難所
	江東区立第七砂町小学校	東砂3-21-5	避難所
	江東区立小名木川小学校	北砂5-22-10	避難所
	江東区立東砂小学校	東砂2-12-14	避難所

地区	避難施設名	住所	種別
	江東区立北砂小学校	北砂1-3-36	避難所
	江東区立亀高小学校	北砂5-20-16	避難所
	江東区立砂町中学校	北砂6-16-28	避難所
	江東区立第四砂町中学校	北砂5-20-17	避難所
	江東区立第二南砂中学校	南砂1-2-18	避難所
	江東区立小名木川児童館	北砂5-20-5-101	避難所
	江東区立東砂第二児童館	東砂2-13-13	避難所
	江東区立北砂保育園	北砂1-1-4-101	避難所
	江東区立小名木川第二保育園	北砂5-20-3-101	避難所
	江東区立亀高第二保育園	北砂5-20-10-101	避難所
	江東区立東砂保育園	東砂2-13-2-101	避難所
	江東区立東砂第二保育園	東砂2-6-4-101	避難所
	江東区立東砂第三保育園	東砂1-5-3-101	避難所
	江東区立東砂幼稚園	東砂4-20-1	避難所
	江東区立なでしこ幼稚園	北砂5-20-7-102	避難所
	江東区スポーツ会館	北砂1-2-9	避難所
	江東区東砂スポーツセンター	東砂4-24-1	避難所
	江東区砂町文化センター	北砂5-1-7	避難所
	江東区立砂町図書館	北砂5-1-7	避難所
	特別養護老人ホーム北砂ホーム	北砂6-20-30	二次避難所
	東砂福祉園	東砂3-30-6	二次避難所
南砂地区	江東区立第二砂町小学校	東砂7-17-30	避難所
	江東区立第三砂町小学校	南砂6-3-13	避難所
	江東区立第四砂町小学校	南砂2-13-18	避難所
	江東区立第五砂町小学校	東砂8-11-5	避難所
	江東区立南砂小学校	南砂2-3-21	避難所
	江東区立第二砂町中学校	東砂8-10-9	避難所
	江東区立第三砂町中学校	南砂3-10-3	避難所
	江東区立南砂中学校	南砂2-3-20	避難所
	江東区立東砂児童館 江東区立東砂福祉会館	東砂7-15-3	避難所
	江東区立南砂児童館	南砂2-3-17	避難所
	江東区立東砂第四保育園	東砂7-17-35-101	避難所
	江東区立南砂第一保育園	南砂4-4-1-102	避難所
	江東区立南砂第三保育園	南砂2-3-3-102	避難所
	江東区立南砂第五保育園	南砂2-3-6-103	避難所
	江東区立城東保育園	南砂7-9-11	避難所
	江東区立第五砂町幼稚園	東砂7-5-27	避難所
	江東区立みどり幼稚園	南砂2-3-3-101	避難所
	江東区立江東図書館	南砂6-7-52	避難所
	旧南砂西小学校	南砂2-3-13	避難所
	南砂高齢者在宅サービスセンター	南砂2-3-5-102	二次避難所

国民保護法に基づく緊急一時避難施設の指定について（令和4年5月27日付）

令和4年5月27日付、区内地下駅舎に対して、国民保護法に基づき緊急一時避難施設【注】が下記のとおり指定されました。

【注】緊急一時避難施設とは、ミサイル攻撃等の爆風などから直接の被害を軽減するための一時的（1～2時間程度）な避難施設であり、既存のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設（地下街、地下駅舎、地下道等）を想定しています。

管理者	避難施設名	住所	種別
東京都交通局	新宿線森下駅	森下1-13-10	緊急一時避難施設
	新宿線住吉駅	住吉2-23-12	緊急一時避難施設
	新宿線西大島駅	大島2-41-19	緊急一時避難施設
	新宿線大島駅	大島5-10-8	緊急一時避難施設
	大江戸線森下駅	森下2-17-17	緊急一時避難施設
	大江戸線清澄白河駅	白河1-7-14	緊急一時避難施設
東京地下鉄	東西線木場駅	木場5-5-1	緊急一時避難施設
	東西線東陽町駅	東陽4-2-1	緊急一時避難施設
	有楽町線辰巳駅	辰巳1-1-44	緊急一時避難施設
	半蔵門線住吉駅	猿江2-9-10	緊急一時避難施設

地区	避難施設名	住所	種別
	半蔵門線清澄白河駅	白河1-6-13	緊急一時避難施設

国民保護法に基づく緊急一時避難施設の指定について（令和4年9月30日付）

令和4年9月30日付、区内地下駅舎に対して、国民保護法に基づき緊急一時避難施設【注】が下記のとおり指定されました。

【注】緊急一時避難施設とは、ミサイル攻撃等の爆風などから直接の被害を軽減するための一時的（1～2時間程度）な避難施設であり、既存のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設（地下街、地下駅舎、地下道等）を想定しています。

管理者	避難施設名	住所	種別
東京臨海高速鉄道(株)	りんかい線東京テレポート駅	青海1-2-1	緊急一時避難施設
東京都	江東都税事務所	大島3-1-3	緊急一時避難施設
	有明アリーナ	有明1-11-1	緊急一時避難施設
	有明テニスの森公園 クラブハウス	有明2-2-22	緊急一時避難施設
	有明テニスの森 有明コロシアム	有明2-2-22	緊急一時避難施設
	若洲海浜公園ヨット訓練所1号艇庫	若洲3-1-1	緊急一時避難施設
	若洲海浜公園ヨット訓練所2号艇庫	若洲3-1-1	緊急一時避難施設
	環境局中防合同庁舎	海の森2-4-76	緊急一時避難施設
	東京国際展示場（会議棟）	有明3-11-1	緊急一時避難施設
	東京国際展示場（東展示棟）	有明3-11-1	緊急一時避難施設
	東京都立深川高等学校	東陽5-32-19	緊急一時避難施設
	東京都立東高等学校	東砂7-19-24	緊急一時避難施設
	東京都立江東商業高等学校	亀戸4-50-1	緊急一時避難施設
	東京都立第三商業高等学校	越中島3-3-1	緊急一時避難施設
	東京都立墨田工業高等学校	森下5-1-7	緊急一時避難施設
	東京都立墨東特別支援学校	猿江2-16-18	緊急一時避難施設
	東京都立江東特別支援学校	東陽4-11-45	緊急一時避難施設
	東京都立臨海青海特別支援学校	青海2-5-1	緊急一時避難施設
(株)東京ビッグサイト	有明パークビル	有明3-7-11	緊急一時避難施設
	TFTビル	有明3-6-11	緊急一時避難施設
	タイム24ビル	青海2-4-32	緊急一時避難施設
(株)東京テレポートセンター	テレコムセンタービル	青海2-5-10	緊急一時避難施設
	青海フロンティアビル	青海2-4-24	緊急一時避難施設
	有明フロンティアビル	青海3-7-26	緊急一時避難施設

国民保護法に基づく緊急一時避難施設の指定について（令和4年12月23日付）

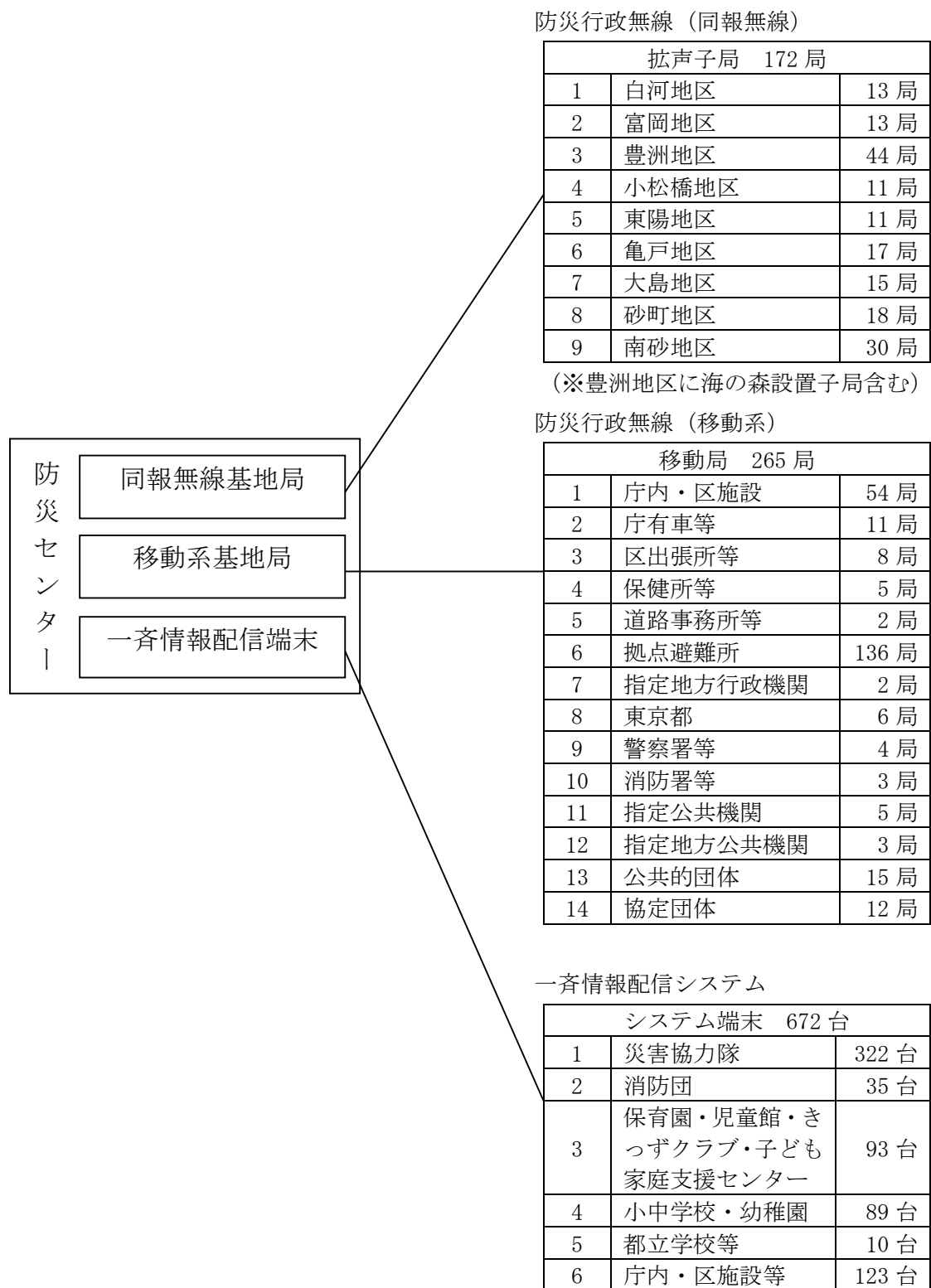
令和4年12月23日付、区内地下駅舎に対して、国民保護法に基づき緊急一時避難施設【注】が下記のとおり指定されました。

【注】緊急一時避難施設とは、ミサイル攻撃等の爆風などから直接の被害を軽減するための一時的（1～2時間程度）な避難施設であり、既存のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設（地下街、地下駅舎、地下道等）を想定しています。

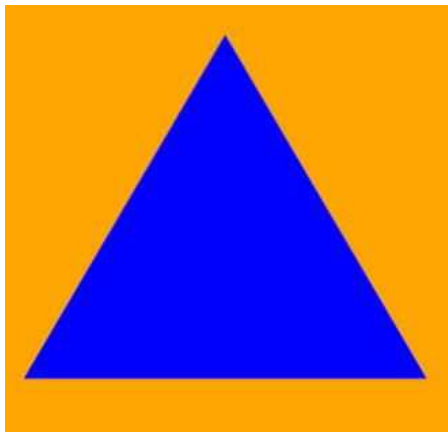
管理者	避難施設名	住所	種別
東京都	東京都立科学技術高等学校	大島1-2-31	緊急一時避難施設
	東京都立城東特別支援学校	大島6-7-3	緊急一時避難施設
	東京スポーツ文化館	夢の島2-1-3	緊急一時避難施設
	木場公園（緑の相談所（ミドリアム））	平野4-6-1	緊急一時避難施設
三井不動産ビルマネジメント㈱	アーバンドックららぽーと豊洲3 （豊洲ベイサイドクロスタワー地下1階一部）	豊洲2-2-1	緊急一時避難施設

無線等系統図

(令和 4 年 3 月現在)



特殊標章



○ 特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすもの。

(ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。

(イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。

(ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

○ 特殊標識の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。

○ 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色 (CMYK 値 : C-0,M-36,Y-100,K-0,RGB 値 : #FFA500) を、青色の正三角形の部分については青色 (CMYK 値 : C-100,M-100,Y-0,K-0,RGB 値 : #0000FF) を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げない。

身分証明書

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

(平成 17 年 8 月 31 日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 16 条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）

平成28年4月1日現在

根拠法令	救援の種類			対 象	費用の限度額				備 考			
Ⅰ	収容施設の供与	避難所	避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは被害を受けるおそれのある者を収容するもの	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 320円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額				1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算			
			長期避難住宅の設置	(収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、収容可)	1 規格 1戸当り 29.7㎡ (9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,660,000円以内 3 設置費 (基本額)1人1日当り 320円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額				1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 2 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 3 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 4 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可			
		応急仮設住宅	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1 規格 1戸当り 29.7㎡ (9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,660,000円以内				1 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 2 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 3 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可				
Ⅱ	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者 3 避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者	1人1日(3食)当り 1,110円以内				1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現物による				
		飲料水の供給	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費				水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用				
Ⅲ	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別、世帯区分により一世帯当たり下表の額の範囲内 2 季別は、夏季(4-9月)及び冬季とし、給与等日をもって決定				次の品目の範囲内で現物 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具 ニ 光熱材料				
				世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算		
				季別	夏	18,400円以内	23,700円以内	34,900円以内	41,800円以内	53,000円以内	7,800円以内	
		冬	30,400円以内	39,500円以内	55,000円以内	64,300円以内	80,900円以内	11,100円以内				

根拠法令	救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考
IV	医療の提供及び助産	医 療	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内 3 施術所による場合 協定料金の額以内	○ 救護班における実施が原則 ○ 急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（マッサージ、はり等）における医療の実施可 ○ 次の範囲内で実施 - 診療 - 薬剤又は治療材料の支給 - 処置、手術その他の治療及び施術 - 病院又は診療所への収容 - 看護
		助 産	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の80/100以内の額	○ 次の範囲内で実施 - 分べんの介助 - 分べん前及び分べん後の処置 - 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
V	被災者の搜索及び救出		避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合で、次の者の搜索、救出 武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
VI	埋葬及び火葬		武力攻撃災害の際死亡した者	一体当り 大人 210,400円以内 小人 168,300円以内	○ 死体の応急的処理程度のものを実施 ○ 原則として棺又は棺材の現物をもって実施 ○ 次の範囲内で実施 - 棺（附属品を含む。） - 埋葬又は火（賃金職員等雇上費を含む。） - 骨つば又は骨箱
VII	電話その他の通信設備の提供		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	○ 電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 ○ 消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費
VIII	①	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	避難指示解除後、又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者	1 世帯当たり 576,000円以内	○ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して実施 ○ 現物をもって実施
	②	学用品の給与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒	1 教科書代 ○ 小学校児童・中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費 ○ 高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費 2 文房具費及び通学費用品費 小学校児童 1人当たり 4,300円 中学校生徒 1人当たり 4,600円 高等学校等生徒 1人当たり 5,000円	○ 避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可 ○ 小学校児童・中学校生徒 特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び中等教育学校前期課程生徒を含む ○ 高等学校等生徒 高等学校（定時・通信制含む。）、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門・専修・各種学校の生徒

根拠法令		救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考
Ⅷ	③	死体の 搜索 及び 処理	死体の 搜索	避難指示解除後又は武力 攻撃災害により新たに被 害を受けるおそれがない 場合、武力攻撃災害によ り現に行方不明の状態に あり、かつ、各般の事情 によりすでに死亡してい ると推定される者	当該地域における通常の実費	舟艇その他搜索のための機械、器具等 の借上費又は購入費、修繕費及び燃料 費
			死体の 処理	武力攻撃災害の際死亡し た者の、死体に関する処 理（埋葬を除く。）	1 洗浄、縫合、消毒等 一体当り 3,400円以内 2 一時保存 ○一時収容の既存建物借 上費 通常の実費 ○既存建物以外 一体当り 5,300円以内 ※ドライアイス購入費等 必要時 当該地域の通常実費 加算可 3 救護班以外による検案 実施 当該地域の慣行料金の 額以内	○ 次の範囲で実施 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の措 置 2 死体の一次保存 3 検案（原則として救護班におい て実施）
	④	武力攻撃 によって 住居又は その周辺 に運ばれ た土石、 竹木等 で、日常 生活に著 しい支障 を及ぼし ているも のの除去	障害物の 除去	避難指示解除後又は武力 攻撃災害により新たに被 害を受けるおそれがなく なった後、居室、炊事場 生活に欠かせない場所又 は玄関に障害物が運びこ まれているため一時的に 居住できない状態にあ り、かつ自らの資力では 除去できない者	一世帯当り 134,800円以内	ロープ、スコップその他除去のため必 要な機械、器具等の借上費又は購入 費、輸送費、賃金職員等雇上費等
		救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費			当該地域における通常の実費	1 飲料水の供給 2 医療及び助産 3 被災者搜索、救出 4 死体搜索、処理 5 救済用物資の整理配分

※ 1 この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、内閣総理大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」（以下「基準告示」という。）において示されている内容を整理したものである。

※ 2 根拠法令欄のローマ数字は、国民保護法第75条第1項各号の号数を、○数字は国民保護法施行令第9条各号の号数を示している。

※ 3 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準を定める。（基準告示第1条第2項）

※ 4 救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。（基準告示第1条第3項）

参考

国民保護法第75条（救援の実施）

第3項 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

国民保護法施行令第10条（救援の程度、方法及び期間）

第1項 法第75条第3項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条第1項の基準を勘案して、あらかじめ、内閣総理大臣が定める。

第2項 法第75条第3項に規定する救援の期間は、法第74条の規定による指示[救援の指示]があった日（法第75条第1項ただし書の場合[緊急を要し指示を待たずに救援を実施した場合]にあつては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までとする。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号)

最終改正：平成二七年九月一六日総務省令第七六号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項 及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項 及び第二項（法第百八十三条 において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条 において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条 において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条 において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条 において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号 により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条 において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律

第二十七号)第二条第七項 に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項 の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第九十五条第一項 の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項 の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日総務省令第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（次項において「住民基本台帳カード」という。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）とみなして、第五条及び第六条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を適用する。

２ 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一 第三条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第二条第三項第一号、第五条第一号、第九条第二号及び第十一条第一号イ

二 第九条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（次条において「新公的個人認証法施行規則」という。）第五条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十五条第二項第一号及び第三項第一号並びに第七十六条第二項第一号及び第三項第一号

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

四 第十一条の規定による改正後の統計法施行規則（以下この号において「新統計法施行規則」という。）第十一条第二項第一号（新統計法施行規則第十六条において準用する場合を含む。）

五 第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第五条第一項第一号イ（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第十一条第六項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第三項、第十四条第三項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）

資料 14

様式第 1 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出 生 の 年 月 日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住 所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 そ の 他（ ）
⑦ そ の 他 個 人 を 識 別 す る た め の 情 報	
⑧ 負 傷（疾病）の該当	負 傷 非 該 当
⑨ 負 傷 又 は 疾 病 の 状 況	
⑩ 現 在 の 居 所	
⑪ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	
⑫ 親 族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回 答 を 希 望 し な い
⑬ 知 人 からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回 答 を 希 望 し な い
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同 意 す る 同 意 し な い
※ 備 考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③ 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出 生 の 年 月 日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住 所 （ 郵 便 番 号 を 含 む 。 ）	
⑥ 国 籍	日 本 そ の 他 （ ）
⑦ そ の 他 個 人 を 識 別 す る た め の 情 報	
⑧ 死 亡 の 日 時 、 場 所 及 び 状 況	
⑨ 遺 体 が 安 置 さ れ て い る 場 所	
⑩ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	
⑪ ① ～ ⑩ を 親 族 ・ 同 居 者 ・ 知 人 以 外 の 者 か ら の 照 会 に 対 す る 回 答 す る こ と へ の 同 意	同 意 す る 同 意 し な い
※ 備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪ の 同 意 回 答 者 名		連 絡 先	
同 意 回 答 者 住 所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係）

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： _____ 担当者名： _____

[illegible]

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照會書

総務大臣
(都道府県知事) 殿
(市町村長)

年 月 日

申請者
住所(居所)

氏 名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

江東区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月16日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、江東区国民保護対策本部(以下「保護本部」という。)及び江東区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 保護本部に国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)、国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)及び国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)のほか、必要な職員を置く。

(組織)

第3条 保護本部に本部長室及び部を置き、部に隊を置く。

2 部に部長を、隊に隊長を置く。

3 前2項に定めるもののほか、組織に関し必要な事項は、規則で定める。

(職務)

第4条 本部長は、保護本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 部長及び隊長は、本部長の命を受け、部又は隊の事務を掌理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の保護本部の職員は、部長又は隊長の命を受け、部又は隊の事務に従事する。

(会議)

第5条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(現地対策本部)

第6条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、規則で定める。

(江東区緊急対処事態対策本部)

第8条 第2条から前条までの規定は、江東区緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区国民保護協議会条例

平成18年3月16日
条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、江東区国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の総数は、55人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区国民保護協議会委員の構成

(50名)

区分	国民保護法	役職名
会長	40条2項	江東区長
指定地方行政機関の職員	40条4項1号	関東地方整備局荒川下流河川事務所長 第三管区海上保安部東京海上保安部次長
自衛隊に所属する者	40条4項2号	陸上自衛隊第一普通科連隊第三中隊長
東京都の職員	40条4項3号	東京都建設局第五建設事務所長 東京都建設局江東治水事務所長 東京都港湾局東京港管理事務所長 東京都水道局東部第一支所江東営業所長 東京都下水道局東部第一下水道事務所長 東京都交通局馬喰駅務管区長 東京都交通局深川自動車営業所長 警視庁第七方面本部長 警視庁深川警察署長 警視庁城東警察署長 警視庁東京湾岸警察署長 深川消防団長 城東消防団長
江東区の副区長	40条4項4号	副区長 副区長
教育長及び区の区域を管轄する消防吏員	40条4項5号	教育長 東京消防庁第七消防方面本部長 東京消防庁深川消防署長 東京消防庁城東消防署長
江東区の職員	40条4項6号	総務部長 福祉部長 健康部長 環境清掃部長 都市整備部長 土木部長 区議会事務局長
指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員	40条4項7号	東日本電信電話株式会社東京事業部東京東支店支店長 東京電力パワーグリッド株式会社江東支社長 東京ガス株式会社 東京東支店 支店長 東日本旅客鉄道株式会社錦糸町駅駅長 日本通運株式会社新砂支店長 首都高速道路株式会社東京東局副局長 東京地下鉄株式会社浦安駅務管区東陽町地域区長 一般社団法人東京都トラック協会深川支部長 一般社団法人東京都トラック協会城東支部長 公益社団法人江東区医師会会長 一般社団法人東京都江東区歯科医師会会長
国民の保護のための措置に関し、知識又は経験を有する者	40条4項8号	江東区議会議員 江東区議会議員 江東区議会議員 江東区議会議員 江東区議会議員 江東区議会議員 町・自治会（災害協力隊）代表 防火防災組織代表 防火防災組織代表

江東区武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書交付要綱

平成25年1月9日
24江総危第608号

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第158条第1項の規定に基づき、江東区の武力攻撃事態等における国民保護法の特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別表に規定する腕章、帽章、旗及び車両章をいう。

(交付の対象者)

第3条 区長は、国民保護法第16条の規定に基づき、区長が実施する国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)に係る職務等を行う者として、次に定める者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 江東区の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 区長の委嘱により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 区長は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記第1号様式)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

- 2 区長は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(別記第2号様式)による申請に基づき、その内容を適当と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章、帽章及び身分証明書の交付)

第5条 区長は、第3条第1号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、区長が必要と認めるものに対し、あらかじめ、第2条に規定する腕章、帽章(以下「腕章等」という。)及び身分証明書(別記第3号様式)を交付するものとする。

- 2 区長は、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等及び身分証明書を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 区長は、前条の規定に基づき腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条に規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)を、交付するものとする。

(特殊標章の特例交付)

第7条 区長は、人命救助等のために特に緊急を要する場合は、第3条第2号及び第3号に規定する者に対し、第4条第2項の申請を待たずに特殊標章を交付することができる。

- 2 前項の場合において、特殊標章が必要なくなったと区長が認めるときは、特殊標章を交付した者に特殊標章の返納を求めなければならない。

(特殊標章の再交付)

第8条 区長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損したときは、特殊標章再交付申請書(別記第4号様式)により、速やかに区長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受けるとき(紛失した場合を除く。)は、既に交付を受けた特殊標章を返納しなければならない。

(訓練における使用)

第9条 区長は、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができる。

- 2 区長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を貸与することができる。

(身分証明書の携帯)

第10条 区長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第11条 区長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失したとき又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損したときは、身分証明書再交付申請書(別記第5号様式)により速やかに区長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

- 2 前項の規定により、再交付を受けるとき(紛失した場合を除く。)は、既に交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第12条 第5条第1項の規定により、区長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

- 2 第5条第2項の規定により、区長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、区長が必要と認める期間とする。
- 3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(返納)

第13条 区長から特殊標章等の交付を受けた者は、その身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第14条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第15条 区長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会に、特殊標章等の意義、その使用、管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(庶務)

第16条 江東区における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、危機管理課が行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が別に定める。

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。
帽章	帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示		②三角形の一の角が垂直に上を向いている。
旗	施設の平面に展張、掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。
車両章	車両の両側面及び後面に表示 航空機の両側面に表示		※一連の登録番号を表面右下隅に付する。

[illegible]

別記第 2 号様式(第 4 条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

江東区長 殿

私は、国民保護法第 158 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒_____ _____ 電話番号：_____	写 真 縦 4cm×横 3cm (身分証明書の交付 又は使用許可の場 合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：_____cm 眼の色：_____ 頭髪の色：_____ 血液型：_____ (Rh 因子_____)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)

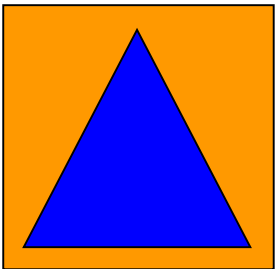
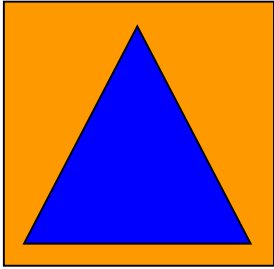
資 格 : _____

証明書番号 : _____ 交付等の年月日 : _____

有効期間の満了日 : _____

返納日 : _____

別記第3号様式(第5条関係)
(表面)

	江東区長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名／Name _____		
生年月日／Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月日／Date of issue _____ 証明書番号／No. of card _____		
許可権者の署名／Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日／Date of expiry _____		

(裏面)

身長／Height_____	眼の色／Eyes_____	頭髪の色／Hair_____
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or information : 血液型／Blood type_____ _____ _____		
所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp	所持者の署名／Signature of holder	

別記第4号様式(第8条関係)

特殊標章再交付申請書

江東区長 殿	年 月 日 申 請 者 住 所 (電話) 氏 名
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失(破損等)年月日 3 紛失の状況(破損等の理由) 4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

江東区長 殿	年 月 日 申 請 者 住 所 (電話) 氏名 _____
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。